

# 「越中とやま食の王国ホームページ」リニューアル・企画運営業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

とやまの食の魅力を広くアピールする「越中とやま食の王国ホームページ」を、本県の農林水産物を求めるバイヤーや料理人等に対してもより強く訴求できるよう、リニューアルするとともに、完成後のホームページの企画運営を行う。

## 2 委託業務の概要等

### (1) 委託業務名

「越中とやま食の王国ホームページ」リニューアル・企画運営業務

### (2) 業務内容

別紙1「越中とやま食の王国ホームページ」リニューアル・企画運営業務委託仕様書(案)のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日（火）まで

### (4) 委託費上限額

金3,298千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この上限額は、契約時の予定額を示すものではありません。

## 3 参加資格

次の要件を全て満たしていること。

(1) 過去に類似企画（ホームページの制作、改修）を実施した実績があること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 取締役等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

#### 4 プロポーザルへの参加申込み方法及び質問の受付について

##### (1) 本プロポーザルへの参加申込み方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、別紙「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」及び「会社概要（様式第2号）」を、(3)の方法により、平成31年4月9日（火）午後5時（必着）までに提出すること。

参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、(3)の方法により、平成31年4月22日（月）午後5時（必着）までに辞退届（任意様式）を提出すること。

##### (2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書（様式第3号）」により平成31年4月9日（火）午後5時（必着）まで受け付ける。なお、質問の回答はプロポーザルに参加した全ての者に対して4月12日（金）までに行う。

##### (3) 申込方法

- ・持参、郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法により、「9 提出先・問い合わせ先」に提出すること。
- ・電子メール又はFAXによる申込みの場合は、必ず電話で到達を確認すること。

#### 5 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

下記①から③までの書類を企画提案書として7部（本通1通、写し6通）を提出すること。企画提案書等提出後、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

##### ① 企画提案書（任意様式、A4版で10ページ以内（片面10枚、両面5枚））

- ・別紙1「越中とやま食の王国HP」リニューアル・企画運営業務仕様書（案）を参照の上、以下の項目を中心に提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託額の上限の範囲内であれば、独自企画として実施項目を追加して差し支えない。

ア 業務の取組方針

イ 企画内容

- ・ホームページ構成案
- ・トップページイメージ
- ・サーバ調達、運用方針、情報セキュリティ対応案

ウ 業務スケジュール

エ その他、予算の範囲内で可能な企画提案（様式自由）

##### ② 経費見積書（任意様式）

##### ③ 業務実施体制報告書（任意様式、A4縦で2ページ以内（片面2枚、両面1枚））

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制（再委託先等を含む）など見積書
- ・過去に実施した類似企画の実績

##### (2) 提出期限

平成31年4月22日（月）午後5時（必着）

##### (3) 提出場所及び提出方法

- ①提出先 「9 提出先・問い合わせ先」に同じ。
- ②提出方法 持参又は郵送による。

なお、持参の場合の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

## 6 契約の締結

提出された企画提案書等の内容を書面により審査し、事業の実施に適切な業者を委託候補者として選定し、委託候補者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含むものとする。

協議が不調のときは、書面審査において順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うものとする。

## 7 その他留意事項

- (1) 提案は、参加業者１社につき１案とする。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とする。
  - ①所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とし、また、提出された書類は返却しない。
- (4) 委託先に選定された提案者の企画提案書及び委託業務により作成した成果物に係る著作権は、富山県に帰属するものとする。
- (5) 審査結果については、採用・不採用に関わらず、後日、書面にて通知する。なお、選定の経緯、選定理由等に関する問合せには一切応じない。
- (6) 委託候補者と富山県は、企画提案の内容に基づき、具体的な仕様を協議し、調整が整った場合に契約を締結するものであり、本プロポーザルで提出された見積金額による契約締結を確約するものではない。

## 8 スケジュール

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) プロポーザル参加申込み期限    | 平成３１年４月 ９日（火）午後５時 |
| (2) プロポーザル質問書提出期限    | 平成３１年４月 ９日（火）午後５時 |
| (3) プロポーザル参加辞退届提出期限  | 平成３１年４月２２日（月）午後５時 |
| (4) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 平成３１年４月２２日（月）午後５時 |
| (5) 審査結果通知           | 平成３１年４月２５日（木）以降   |
| (6) 契約締結             | 平成３１年４月２５日（木）以降   |

## 9 提出先・問い合わせ先

富山県農林水産部農林水産企画課市場戦略推進班 島田（俊）  
〒９３０－０００４ 富山市新桜橋通り５番１３号（富山興銀ビル１１階）  
TEL：０７６－４４４－３２７１  
FAX：０７６－４４４－４４０７  
E-mail：anorinsuisan@pref.toyama.lg.jp